

公益社団法人茨城県水質保全協会理事会運営規則

(平成24年4月25日 理事会承認)

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人茨城県水質保全協会（以下「協会」という。）の定款第36条に基づき、協会の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の業務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、毎事業年度内に3回以上開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副理事長が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められ、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められる場合であって、これを理事会に報告する必要があると判断するときは、前2項の規定に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

5 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨通知しなければならない。

(議長)

- 第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定められた順序により、副理事長がこれに当たる。
- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議については、前項ただし書きの規定を準用するものとする。
 - 3 理事会全員改選後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事等の報告又は説明)

- 第9条 議長は、議題付議の宣言後、必要があると認めるときは、代表理事、業務執行理事及び監事又は議題若しくは当該議題に係る議案の提案者に対し、その議題及び議案に対する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合代表理事、業務執行理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明させることができる。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第93条第2項の規定により理事から招集の請求があったときは、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また必要があると認めるときは代表理事、業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

- 第10条 理事は、理事会の議事進行に対して、動議を提出することができる。
- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
 - 3 議長は、第1項の動議が次の各号に該当するときは、直ちにそれを却下することができる。
 - (1) 理事会の議事を妨害する手段として提出されたと認められるとき
 - (2) 不適法又は権利の乱用に当たると認められるとき
 - (3) その他動議に合理的な理由のないことが明らかであると認められるとき

(採決)

- 第11条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 2 議長は、議題原案に対し修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
 - 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の規定にかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
 - 4 議長は、裁決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(決議の方法)

- 第12条 理事会の決議は、定款等に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。なお、前段の採決の場合において、議長は、理事として議決に加

わることはできない。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(決議事項)

第13条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア 協会の業務執行の決定
- イ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ウ 重要な財産の処分及び譲渡
- エ 多額の借入
- オ 重要な使用人の選任・解任
- カ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- キ 内部管理体制の整備
- ク 一般法人法第92条第1項の規定に基づく理事の取引の承認
- ケ 事業計画書及び収支予算書の承認
- コ 事業報告及び計算書類等の承認
- サ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ① 入会及び退会に関する規程
 - ② 理事会運営規則
 - ③ 委員会運営規程
 - ④ 財産管理運用規程
 - ⑤ 経理規程
 - ⑥ 事務局組織運営規程
 - ⑦ 情報公開規程
 - ⑧ 個人情報保護規程
 - ⑨ その他必要な事項に関する規程
- イ 理事長、副理事長及び専務理事の選定・解職
- ウ 業務執行理事の分担業務の決定
- エ その他重要な業務執行に関する事項

(理事の取引の承認)

第14条 理事が一般法人法第84条第1項各号に定める取引をしようとするときは、次の事項を明示して理事会の承認を得なければならない。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方の金額、時期及び場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項に示した事項を変更するときは、事前に理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第15条 理事長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。

(議事録)

第16条 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を記載し又は記録して、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定められた出席副理事長）及び監事がこれに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間協会の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第17条 理事長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果に基づき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(三役会)

第18条 協会には、理事長、副理事長及び専務理事で構成する三役会を置くことができる。

2 三役会は、理事会に提出すべき議案その他重要な業務執行に関する事項を検討・協議・決定する。

3 三役会は、理事長が招集し、議長に当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた、副理事長がこれに当たる。

(補則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人茨城県水質保全協会の設立の登記の日から施行する。